

資料

資-1. 用語解説

※1 市民

平塚市健康増進計画における市民とは、「市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者等」をいいます。

※2 高齢社会

国際連合では、老年人口（65歳以上）の比率により次のとおり区分しています。

「高齢化社会」…老年人口が7%以上

「高齢社会」…老年人口が14%以上

「超高齢社会」…老年人口が21%以上

※3 健康寿命

日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のことです。WHO（世界保健機関）が平成12年（2000年）にこの言葉を公表しました。平均寿命から介護が必要な期間を引いた数が健康寿命です。平成19年（2004年）のWHO（世界保健機関）保健レポートでは、日本人の健康寿命は男性で73歳、女性で78歳、全体で76歳であり、世界第1位です。P19参照。

※4 21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするために、生活習慣病やその原因となる生活習慣の改善などに関する目標を選定し、国民が主体的に取り組める新たな国民健康づくり運動として制定されました。

具体的な目標を設定することにより、健康に関連するすべての関係機関・団体などを始めとして、国民が一体となった健康づくり運動を総合的かつ効果的に推進し、国民各層の自由な発想に基づく健康づくりに関する意識の向上及び取組を促そうとするものです。

「健康日本21」では、9つの分野（栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん）について、数値目標を設定しています。

平成19年（2007年）4月には「健康日本21中間評価報告書」がとりまとめられました。その結果を踏まえ、医療費適正化計画などとの整合性を図るため、平成20年（2008年）4月に改正されました。平成22年度（2010年度）から最終評価を行い、その評価を平成25年度（2013年度）以降の運動に反映します。[運動の実施期間は平成12年度（2000年度）から平成24年度（2012年度）まで]

※5 健康増進法

「健康日本 21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、医療制度改革の一環として平成 14 年（2002 年）8 月 2 日に公布されました。趣旨は「健康の増進は国民一人一人の主体的努力によってなされるべきであり、国・地方・公共団体・企業などはその取組の努力を支援する。そのために関係者は推進と連携を図り、協力していく。」というものです。また、「栄養改善法」が廃止され、生活習慣病全体に拡充されて健康増進を推進するものとなりました。

※6 健康フロンティア戦略

超高齢社会に向けて、単なる長寿ではなく国民一人一人が生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築を目指し、国民の健康寿命を延ばすことを基本目標に置き、「生活習慣病対策の推進」と「介護予防の推進」の 2 つのアプローチにより政策を展開しています。[戦略の実施期間は平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年度）まで]

※7 新健康フロンティア戦略

国民の健康寿命の延伸に向け、国民自らがそれぞれの立場などに応じ、予防を重視した健康づくりを行うことを国民運動として展開するとともに、家庭の役割の見直しや地域コミュニティの強化、技術と提供体制の両面からのイノベーションを通じて、病気を患った人、障がいの人及び高齢者も持っている能力を十分に活用して充実した人生を送ることができるよう支援することを目的としています。[戦略の実施期間は平成 19 年度（2007 年度）から平成 28 年度（2016 年度）まで]

※8 高齢者の医療の確保に関する法律

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずることを定めています。また、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念などに基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付などを行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的として制定された法律です。平成 19 年（2007 年）3 月 31 日までは題名が「老人保健法」でしたが、後期高齢者医療制度の発足に合わせ、平成 20 年（2008 年）4 月 1 日に現在の題名に変更されました。

※9 メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)……………

内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常のうち 2 つ以上を合併した状態をいいます。P52、P53 参照。

※10 特定健康診査・特定保健指導……………

医療制度改革に伴い、平成 20 年(2008 年)4 月から国民健康保険や健康保険組合などすべての医療保険者において特定健康診査と特定保健指導の実施が義務づけられました。糖尿病などの生活習慣病、特にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予備群・該当者の早期発見と、進行・発症の予防を主な目的としています。P114 参照。

※11 ヘルスプロモーション……………

昭和 61 年(1986 年)にカナダのオタワで開催された WHO(世界保健機関)の国際会議で発表された健康戦略です。日本では、厚生省が平成 5 年(1993 年)から開始した「健康文化都市構想」の基本的な考え方として、ヘルスプロモーションを位置付けました。また厚生労働省が平成 13 年(2001 年)から開始した第 3 次国民健康づくり運動「健康日本 21」の総論の根幹をなす考え方として、位置付けています。P59 参照。

※12 QOL(クオリティ・オブ・ライフ)……………

物理的な豊かさやサービスの量、個々の身辺自立だけでなく、精神面を含めた生活全体の豊かさと自己実現を含めた概念です。歩行、摂食、衣服の着脱、洗面、入浴や排便といった身辺自立ができなくても、他者の介助を利用して当事者の望む生活の質を確保することを目指しています。

※13 平塚市総合計画……………

平塚市の地域特性を生かし、時代に適合する将来のまちの姿を示す総合的、計画的な指針となるものです。[計画期間は平成 19 年度(2007 年度)から平成 28 年度(2016 年度)まで]

※14 かながわ健康プラン 21(改定)……………

働き盛りの人の死亡を減らすとともに、一人一人の「健康寿命」を伸ばして、21 世紀の神奈川を明るい長寿社会にすることを目指す県民健康づくり運動について記載した計画です。平成 13 年(2001 年)に策定され、平成 17 年(2005 年)には中間評価を行い、平成 20 年(2008 年)3 月に改正しました。[計画期間は平成 20 年度(2008 年度)から平成 24 年度(2012 年度)まで]

※15 平塚市次世代育成支援行動計画(後期計画)……………

「いのちを大切に作る心」をキーワードに、平塚に住む全ての子どもたち、全ての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識のもと、市民、関係機関・団体、企業と連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう、平成 17 年(2005 年)3 月に平塚市次世代育成支援行動計画(前期計画)を策定し、平成 22 年(2010 年)3 月に後期計画を策定しました。[計画期間は平成 22 年度(2010 年度)から平成 26 年度(2014 年度)まで]

※16 平塚市食育推進計画……………

平成 17 年(2005 年)に制定された食育基本法に基づき、自らの食のあり方を学ぶ必要性に気が付くこと、未来を担う子どもたちが豊かな人間性を育み食糧の重要性を考える力を持つこと、平塚ゆかりの文化人が残した食の精神を継承していくことなどを目的として策定しました。[計画期間は平成 22 年度(2010 年度)から平成 26 年度(2014 年度)まで] P 34 参照。

※17 平塚市国民健康保険 特定健康診査・特定保健指導実施計画……………

平成 20 年度(2008 年度)から医療保険者が内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防のための特定健康診査・特定保健指導を実施することになりました。

平塚市は国民健康保険の保険者として、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少による被保険者の健康の維持、生活の質の向上、さらに中長期的な医療費の適正化を図るため、より効果的な特定健康診査・特定保健指導を目指して実施計画を策定しています。[第一期計画期間は、平成 20 年度(2008 年度)から平成 24 年度(2012 年度)まで]

※18 平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第 4 期])……………

老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、施策の考え方及び目標を定めています。

「長寿を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち」を基本理念とし、地域ケア体制の整備や総合的な認知症高齢者対策の推進などを重点課題として位置づけ、高齢者が住み慣れた地域社会の中で、安心して生活していくための様々な事業、生きがいを持てる社会基盤の整備、社会の一員として積極的に地域に参加できる活力ある社会を目指したものです。[計画期間は平成 21 年度(2009 年度)から平成 23 年度(2011 年度)まで]

※19 平均寿命

ある年の男女別にみた年齢別死亡率が将来もそのまま続くと仮定して、各年齢に達した人たちが、その後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命といいます。出生時（0歳時）の平均余命をとくに平均寿命といいます。

※20 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数です。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができます。

※21 周産期死亡率

厚生労働省統計に用いられる用語の一つであり、年間の1,000人の出産に対する周産期（出生＋妊娠22週以降）死亡の比率です。

※22 標準化死亡比

年齢構成が異なる地域の死亡率を比較するための指標で、全国平均の死亡率を100(基準値)としており、基準値より大きい場合は、全国平均より死亡数が多いことを表しています。

※23 食事バランスガイド

一日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかが目安の食事の目安です。「主食」「主菜」「副菜」「牛乳・乳製品」「果物」の5グループの料理や食品をバランスよく組み合わせるとれるよう、コマに例えてそれぞれの適量がイラストで分かりやすく示されています。P142 参照。

※24 食育

食生活における知識・選択力の習得を通じた単なる食生活の改善にとどまらず、食を通じたコミュニケーションやマナーなどの食に関する基本所作の実践に加えて、自然の恩恵等に対する感謝の念と理解や優れた食文化の承継、基礎の理解など広範な内容が含まれます。

※25 健やか親子21

21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画です。同時に安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりという少子化対策としての意義と、少子高齢社会において国民が元気に生活できる社会の実現を図るための「健康日本21」の一翼を担うという意義があります。計

画の対象期間は、平成 13 年（2001 年）から平成 26 年（2014 年）まで

※26 健康増進事業

健康増進法に位置づけられる市町村における健康増進事業は次のとおりです。

(1) がん検診、(2) 歯周疾患検診、(3) 骨粗しょう症検診、(4) 肝炎ウイルス検診、(5) 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の加入者に含まれない 40 歳以上の住民に対する同法第 18 条第 1 項の特定健康診査と同様の健康診査・保健指導、(6) 40 歳以上 65 歳未満の住民に対する健康手帳の交付（健康手帳の交付は 40 歳以上）、健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導。

※ (1) ～ (5) は健康増進法第 19 条の 2 の厚生労働省令で定める健康増進事業。

(6) は健康増進法第 17 条に位置づけられる健康増進事業。

※ 40 歳未満の住民への健康相談など (6) に含まれない健康相談などは、健康増進法第 17 条に位置付けられます。

※27 スーパーバイザー

平塚市健康増進計画におけるスーパーバイザーとは、市民と行政との協働による地域の健康づくりに精通した専門家をいいます。地域の健康づくりとは、地区を一つの単位ととらえ、地域の住民と行政と一緒に地域の将来像を描いて、そこに向かって条件や役割を考える目的志向型の健康づくりを推進することです。スーパーバイザーの役割には、地域の健康づくり保健活動の考え方や計画の基本理念に取り入れられているヘルスプロモーションの考え方を行政や地域に浸透させること、地域住民と行政との協働による健康づくりの話し合いや活動についての指導・助言することなどが挙げられます。

※28 ハイリスクアプローチ

健康障害につながる高いリスクを持ち、疾患を発生しやすい人に対象を絞り込んで個別に対処することです。特定健康診査は、高いリスクの人を選別し、階層化を行います。その結果を受けて、各人のリスクの種別、現在の健康状態や生活習慣などに応じた内容で実施される特定保健指導と併せてハイリスクアプローチと位置付けられます。

※29 ポピュレーションアプローチ

集団全体に働きかけることにより、集団全体の健康障害のリスクを少しずつ軽減させ、よい方向にシフトさせることで、健康づくりに関する普及啓発などです。ハイリスクアプローチ施策の実施に先立つ環境整備の側面もあります。生活習慣病におけるポピュレーションアプローチは、「国民の健康づくり運動」や「全住民を対象とした活動」として、メタボリックシンドロームの概念の定

着や具体的な施策プログラムの提示などを行い、また、産業界も巻き込んだ戦略的展開などが挙げられています。

※30 市民健康づくり推進協議会……………

市民の健康づくりを推進するための施策を協議して、市民の健康増進に寄与することを目的として設置しています。公募による市民委員や各関係団体の代表により構成されています。

資-2. 参考データ資料

人口構造の状況

人口と世帯数と 世帯当たりの人数

	人 口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの人数 (人)
平成 年			
平成 年			
平成 年			

年齢3区分別人口の推移 (人)

	総 数	～ 歳	～ 歳	歳～
平成 年				
平成 年				
平成 年				

出生及び死亡数の推移 (人)

	出生数	死亡数
平成 年		
平成 年		
平成 年		

出生及び死亡率

	出生率 (人口千対)	合計特殊出生率	死亡率(人口千対)	周産期死亡率
全 国				
神奈川県				
平塚市				

死亡原因

	死 因	人 数 (人)
総 数	総数	
位	悪性新生物	
位	心疾患	
位	脳血管疾患	
位	肺炎	
位	不慮の事故	
位	自殺	

標準化死亡比（男性） 全国の死亡比を として標準としています

	平塚市	神奈川県
全死亡		
全悪性新生物		
胃		
大腸		
肝及び肝内胆管		
気管、気管支及び肺		
乳房		
子宮		
糖尿病		
心疾患（高血圧症を除く）		
脳血管疾患		
自殺		

標準化死亡比（女性） 全国の死亡比を として標準としています

	平塚市	神奈川県
全死亡		
全悪性新生物		
胃		
大腸		
肝及び肝内胆管		
気管、気管支及び肺		
乳房		
子宮		
糖尿病		
心疾患（高血圧症を除く）		
脳血管疾患		
自殺		

平均寿命（歳）

	男 性		女 性	
	全 国		全 国	
(県内順位)	神奈川県		神奈川県	
	鎌倉市		開成町	
	藤野町		藤野町	
	茅ヶ崎市		鎌倉市	
	伊勢原市		城山町	
	平塚市		平塚市	

市民が受けている医療と介護の状況

疾患別・年代別患者数（人）

	歳	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～
	未満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
虚血性心疾患等												
脳血管疾患												
腎疾患												
動脈硬化												
糖尿病及び合併症												
高血圧性疾患及び合併症												
脂質異常症（高脂血症）												
高尿酸血症												
肝疾患												

特定健康診査受診率（％）

	男 性	女 性	年代別
歳			
歳			
歳			
歳			
市全体			

特定保健指導実施率（％）

	男 性	女 性	総数
歳			
歳			
歳			
歳			
市全体			

特定健康診査における有所見者の割合（％）

	男性	女性
腹囲		
M		
中性脂肪		
（		
尿酸		
収縮期血圧		
拡張期血圧		
尿蛋白		
クレアチニン		

がん検診推計受診率（％）

	胃がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	肺がん
全 国					
神奈川県					
平塚市					

厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」が取りまとめた報告書で算出した推計受診率（平成18年度）

～ がん検診受診者数（男性）（人）

	胃がん	大腸がん	肺がん	前立腺がん
～ 歳				
～ 歳				
～ 歳				
～ 歳				
～ 歳				
～ 歳				—
～ 歳				—
～ 歳				—
～ 歳				—
歳以上				—

がん検診受診者数（女性）（人）

	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん
～ 歳	—	—	—		—
～ 歳	—	—	—		—
～ 歳	—	—	—		—
～ 歳	—	—	—		—
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
～ 歳					
歳以上					

要介護認定者数推計

	平成12年4月	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度
認定者数 人	3,334	7,850	8,125	8,412	9,324
号該当 人	140	287	290	291	285
うち 歳以上 人	3,194	7,563	7,835	8,121	9,039
歳以上人口 人	34,489	53,082	53,924	55,143	62,029
歳以上認定率 %	9.3	14.2	14.5	14.7	14.6

アンケート結果からみた市民の健康意識・生活習慣の実態

ア 健康意識・健康づくり全般

子どもの健康面で気をつけていること（人）

（総数 人）

早寝早起き	食事の量や内容	身体を動かすこと	健康診断を受けること

健康のために気をつけていること（％）

	食事	睡眠	適度な運動	栄養バランス	体重	定期健診	口の中の清潔	その他
市全体								
～ 歳								
～ 歳								
～ 歳								
～ 歳								
～ 歳								
～ 歳								
～ 歳								
歳以上								

イ 栄養・食生活

朝食の摂取頻度（％）

（総数 人）

	～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
毎日食べる				
週に4～5回				
週に2～3回				
週に 回				
時々食べる				
食べない				
無回答				

朝食の内容（％）

（総数 人）

	～ 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
主食・主菜・副菜				
主食・主菜				
主食・副菜				
主食だけ				
健康補助食品				
その他				
無回答				

一日に摂取する野菜料理の数（％）

	男性	女性
食べない		
1つ		
2つ		
3つ		
4つ		
5つ以上		

食事バランスガイドの認知度 　％

	市全体	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代	歳代
言葉も内容も知っている							
言葉だけ							
知らない							
無回答							

ウ 身体活動・運動

休日の外遊びの時間（歳児） 　％ （総数 　人）

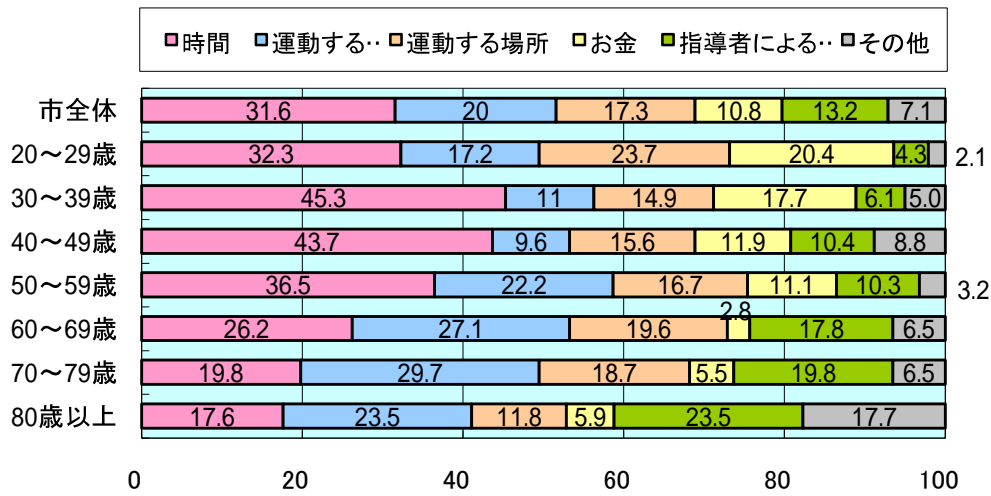
しない	1時間未満	1時間以上	2時間以上	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上

運動習慣のある人の割合（％）

（ 　分以上の運動を週 　日以上で 　年以上継続している人の割合）

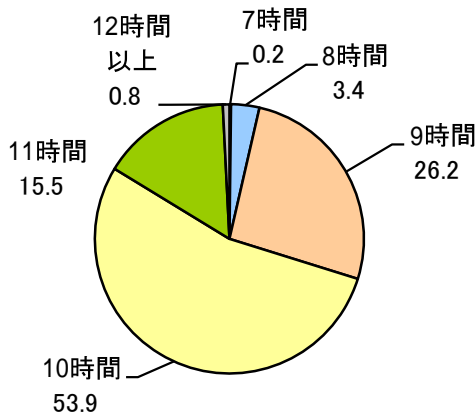
	男性	女性
全 国		
神奈川県		
市全体		
～ 歳		
～ 歳		
～ 歳		
～ 歳		
～ 歳		
～ 歳		
歳以上		

運動を始めるために何が必要か

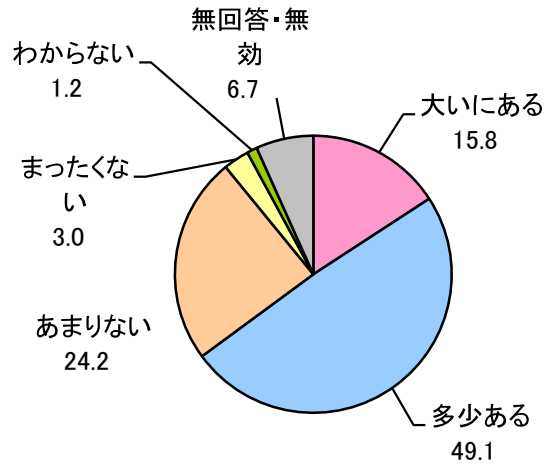


エ 休養・こころの健康づくり

歳児の睡眠時間



ストレスの有無



オ たばこ・アルコール

代の喫煙率・飲酒率（健やか親子 モニタリングデータ）

出典：平成 年 月「健やか親子」中間評価報告書

	策定時の現状値（平成 年）		中間報告値（平成 年）	
	男子	女子	男子	女子
中学 年の喫煙率 %				
高校 年の飲酒率 %				

喫煙・飲酒指導件数（件）

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
年度					
年度					
年度					
年度					

喫煙による健康への影響の認識度（％）

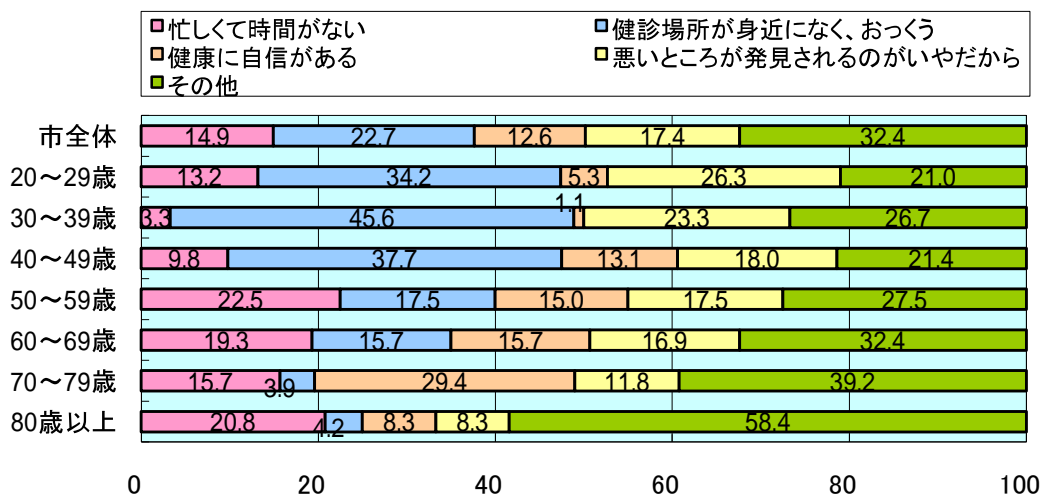
肺がん	胎児への影響	気管支炎	ぜんそく	心臓病	脳卒中	味覚異常	歯周病	胃潰瘍	その他

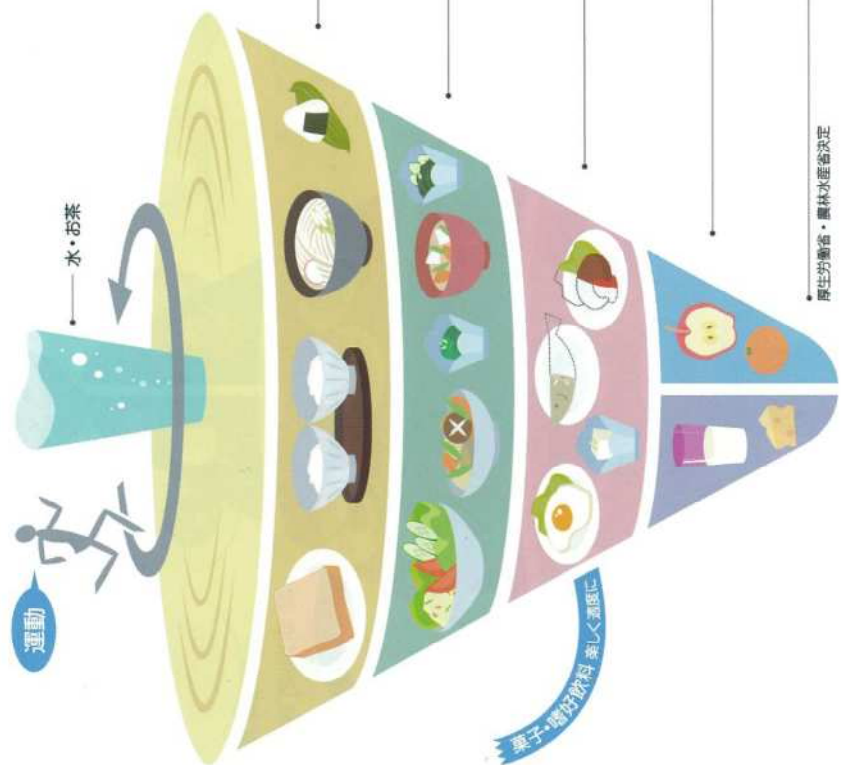
キ 生活習慣病・健康管理

歳児肥満度調査年次推移（％）

	超肥満	肥満・高度肥満	肥満傾向	やせ・やせ傾向
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				

健康診断を受けない理由





食事バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1 日分

料 理 例

57 主食 (ごはん、パン、麺)
 つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度

56 副菜 (野菜、きのこ、海藻料理)
 つ(SV) 野菜料理 5 皿程度

35 主菜 (肉、魚、卵、大豆料理)
 つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度

2 牛乳・乳製品
 つ(SV) 牛乳だったら1本程度

2 果物
 つ(SV) みかんだったら2個程度

1つ分 = ごはん(盛り)1杯、おにぎり1個、食パン1枚、ローリング2個、スシカツ1杯

1.5つ分 = ごはん(盛り)1杯、もいそば1杯

1つ分 = 野菜サラダ、ほうろりとわかめ、具たくさん、味噌汁、魚の骨、お豆腐、ほうれん草の、ひじきの煮物、もやし、きのこステーキ

2つ分 = 野菜の煮物、野菜炒め、手の裏ごころめし

1つ分 = 肉類、鶏肉、目玉焼き一皿、煮込み魚、魚の天ぷら、まぐろ缶詰の煮身

3つ分 = ハンバーグステーキ、揚げ物しょう油焼き、揚げ物から揚げ

1つ分 = ハンバーグ半分、チーズ1枚、スライスチーズ1枚、ヨーグルト1パック、牛乳1本分

2つ分 = 牛乳1本分

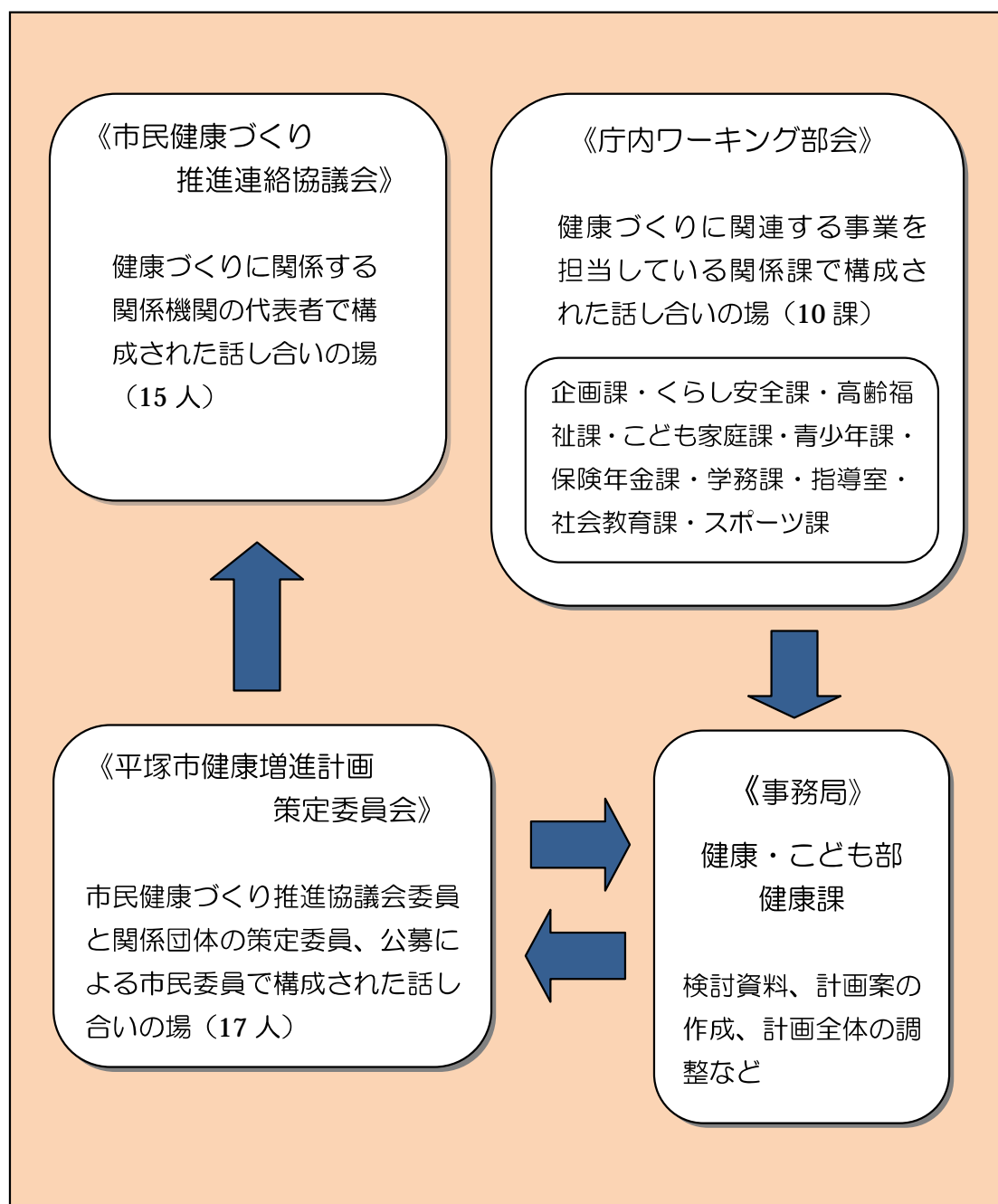
1つ分 = みかん1個、りんご半分、バナナ1個、梨半分、ぶどう半房、葡萄1房

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

資-3. 平塚市健康増進計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、市の関係機関、団体の代表者で構成する「平塚市健康増進計画策定委員会」及び庁内の関係課で構成する「庁内ワーキング部会」の2つの部門で組織し、検討会議を行いました。

平塚市健康増進計画策定体制図



資-4. 平塚市健康増進計画策定委員会委員名簿

※順不同・敬称略

選出団体	氏名
平塚市自治会連絡協議会	小川 詔三
平塚市公民館連絡協議会	山岸 悟
平塚市体育振興連絡協議会	高梨 孝治
(社)平塚市医師会	荒井 潔
(社)平塚歯科医師会	大草 信人
学識経験者 (年度で交代)	福田 英子 松坂 由香里
(社)平塚中郡薬剤師会	添田 雅伸
平塚保健福祉事務所	小菅 幸枝
平塚市私立幼稚園協会	長谷川 由紀子
平塚民間保育園連盟	金田 了太郎
平塚市議会 (年度で交代)	伊藤 裕 伊東 尚美
平塚市老人クラブ連合会	月本 孝光
平塚市学校長会	鈴木 孝善
平塚市食生活改善推進団体	滝口 千賀子
平塚市健康推進員連絡協議会	鈴木 久恵
公募委員	伊藤 孔三
公募委員	久永 稔



平塚市健康増進計画策定委員会

資-5. 平塚市健康増進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき、平塚市健康増進計画の策定等に関し必要な事項について調査し審議するため、健康増進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康増進計画の策定に関すること。
- (2) その他関連する事項に関すること。

(構成)

第3条 策定委員は、次の各号に掲げる団体等の推薦と附属機関等の設置及び委員の選出に関する基準に基づいて、当該各号に定めるもののうちから市長が委嘱する。

- | | | |
|------|------------|----|
| (1) | 自治会連絡協議会 | 1人 |
| (2) | 民間団体 | 2人 |
| (3) | 医師会 | 1人 |
| (4) | 歯科医師会 | 1人 |
| (5) | 学識経験者 | 1人 |
| (6) | 薬剤師会 | 1人 |
| (7) | 保健福祉事務所 | 1人 |
| (8) | 私立幼稚園協会 | 1人 |
| (9) | 民間保育連盟 | 1人 |
| (10) | 市民 | 2人 |
| (11) | 市議会議員 | 1人 |
| (12) | 食生活改善推進団体 | 1人 |
| (13) | 健康推進員連絡協議会 | 1人 |
| (14) | 市学校保健会 | 1人 |
| (15) | 老人クラブ連合会 | 1人 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第5条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)に準じ、予算の範囲内において支給する。

(会長及び副会長)

第6条 策定委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選による。

2 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議の開催)

第7条 策定委員会は会長が招集する。

(意見等の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求めて、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、健康・こども部健康課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

資-6. 平塚市健康増進計画策定までの経過

開催月	内 容
平成 20 年 11 月	平成 20 年度第 1 回平塚市健康増進計画策定委員会
平成 21 年 2 月	健康増進計画アンケート調査
3 月	平成 20 年度第 2 回平塚市健康増進計画策定委員会
7 月	平成 21 年度第 1 回平塚市健康増進計画策定委員会
8 月	平成 21 年度第 1 回庁内ワーキング部会
9 月	平成 21 年度第 2 回庁内ワーキング部会
10 月	平成 21 年度第 2 回平塚市健康増進計画策定委員会
11 月	平成 21 年度第 3 回庁内ワーキング部会
12 月	県計画との調整
平成 22 年 1 月	計画素案についての調整会議（課長会議）
1 月	平塚商工会議所への説明
2 月	庁議
2 月	定例行政報告会
2 月	計画素案パブリックコメント
3 月	平成 21 年度第 4 回庁内ワーキング部会
3 月	平成 21 年度第 3 回健康増進計画策定委員会
5 月	計画素案パブリックコメント結果公表
6 月	計画案についての調整会議（課長会議）
6 月	庁議

平塚市健康増進計画

ひらつか笑顔プラン ～笑顔は健康のバロメーター～

平成 22～26 年度（2010～2014 年度）

平成 22 年 6 月発行

発 行 平塚市

編 集 健康・こども部健康課

〒254-0082 平塚市東豊田 448 番地 3

平塚市保健センター

TEL 0463-55-2111

E-mail : kenko@city.hiratsuka.kanagawa.jp

イラスト協力： 稲村 真希子